

あなたの意見をお待ちしています

●ごみ処理費の住民負担の見直し

(1)ねらい

ごみ袋が一定枚数無料で配布される現在の制度では、ごみに対する減量意識やごみの処理の費用負担に対する関心が高まりません。また、ごみを出した量に応じた費用負担になっていないため、多人数の家族やごみの減量に取り組む人には不公平に感じられます。今回の改正案では、市民全体のごみの減量意識が高まり、不公平感がなくなるように制度を改めます。

(2)内容

現在は、市から配布した無料の指定ごみ袋が不足した場合、スーパーなどでごみ袋を買う制度(超過従量制による有料化)です。

これに代えて、1枚目から必要な指定ごみ袋をスーパーなどで買う制度(単純従量制による有料化)に見直します。

見直し前（現在、超過従量制）		
種類	容量	価格（1枚）
普通ごみ類	40ℓ	110円
	年間104枚まで無料	
プラスチック類	60ℓ	110円
	年間30枚まで無料	
小型破碎ごみ類	無料	
不燃物類	無料	
金属類	無料	
びん類	無料	
ペットボトル類	60ℓ	110円
	年間12枚まで無料	
粗大ごみ	800円～2,900円	
乾電池	無料	
蛍光管	無料	



見直し後（単純従量制）		
種類	容量	価格（1枚）
焼却ごみ類	45ℓ	50円
	15ℓ	17円
古紙類	無料	
プラスチック製容器類	45ℓ	50円
	15ℓ	17円
破碎ごみ類	45ℓ	50円
	15ℓ	17円
陶器・ガラス類	15ℓ	17円
空き缶類	無料	
飲食料用ガラスびん類	無料	
ペットボトル類	無料	
粗大ごみ	800円～2,900円	
乾電池	無料	
蛍光管	無料	

(3)価格の算定

平成17年度のごみ処理にかかった費用12億6千万円を、ごみ袋1袋(45ℓ)当たりに換算すると145円です。ごみ袋の価格は、この3分の1程度に設定しました。

※1世帯当り(平均2.58人)の1か月の負担額は、509円です

(4)効果

現在の制度では、ほとんどの人が無料配布のごみ袋の枚数内で済んでしまい、費用負担やごみの減量への意識が低くなっています。見直し後の制度では、1枚目からごみ袋を買わなければならないため、費用を抑えようとし、ごみの減量につながります。

古紙や空き缶、ペットボトルなどの資源ごみは、地域の集団回収や販売店の店頭回収など、無料の回収ルートへの排出が増え、リサイクルのための分別が進みます。

※単純従量制を実施したときに、不法投棄の増加が心配されます。実施直後は、ごみの量は一時的に減少すると思われますが、費用負担に慣れて元に戻る(リバウンド現象)こともあります

(5)収入の用途

指定ごみ袋の収入で、プラスチックの収集回数を増やしたり、古紙の回収を開始するなどのサービス向上に努めます。また、どれだけの収入があり、どのように使ったのかをホームページなどで公表します。

(6)その他

ごみ袋の有料化(単純従量制)の導入は、新たな費用負担を市民の皆さんにお願いし、ごみ袋の配布方法を大きく変えます。

有料化の必要性や実施方法に市民の皆さんとの理解が得られるよう周知を図ります。導入時期は、社会経済情勢を考慮して判断します。導入後は、低所得者などへの配慮や、現在使用しているごみ袋が一定期間使用できるようにします。

答申素案は、クリーン事業課の窓口や情報公開室、市民センター、まちづくりセンター、市民交流プラザ、隣保館、人権センター、図書館、市のホームページ(<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>)などで見ることができます。

▶提出・問合せ 3月2日(月)まで[当日消印有効]に、直接か郵送、ファクス、Eメールで、意見・住所・氏名・電話番号を書いて、[〒525-8588[所在地記載不要]市廃棄物減量等推進審議会(1階、クリーン事業課内、☎561-

2348、㈹561-2479、E-mail cleanjigyo@city.kusatsu.lg.jp]へ

※意見などは、後日、整理して公表します。個々の意見には、直接回答しません

ごみの分別方法の見直しとごみ処理費の住民負担

市では、ごみを10種類に分別して処理していますが、人口増加や生活様式の変化とともに、ごみの排出量は増加し、その処理費用は年間14億円に達します。

ごみのリサイクル率を高め減量化を図るために、市民や学識経験者などで構成する草津市廃棄物減量等推進審議会は、①ごみの分別方法の見直しについて、②ごみ処理費の住民負担について、市長へ提言する素案をとりまとめ、市民の皆さんからの意見を募集します。今後、市民の皆さんから寄せられた意見を踏まえて、提言をまとめる予定です。

●分別方法の見直し

(1)ねらい

- 分別の種類を、分かりやすい名称に変えます。
- 古紙など資源化(リサイクル)するものだけを効率よく回収し、処理コストを抑えます。

(2)内容 下表のとおり、現在の10種類から11種類に見直します。

見直し前（現在）	見直し後
区分	内容
①普通ごみ類	台所ごみ(残飯など)、魚、肉、紙、木、衣類など
②古紙類(新規)	新聞(チラシを含む)、雑誌、書籍、パンフレット、包装紙、食品の外箱、ダンボール、飲料用パックなど
③プラスチック製容器類	左のマークが付いたプラスチック製品(CD、ビデオテープ、ポリバケツなど)
④空き缶類	スチール・アルミ缶、クッキーなどの菓子の缶、缶詰の缶、一斗缶、スプレー缶など
⑤びん類	スチール・アルミ缶、クッキーなどの菓子の缶、缶詰の缶、一斗缶、スプレー缶など
⑥小型破碎ごみ類	はさみ、包丁、なべ、フライパン、アルミホイル、金属製ハンガー、トタン、傘の骨など
⑦陶器・ガラス類	炊飯器、ミキサー、懐中電灯、アイロン、ヘルメットなど
⑧ペットボトル類	化粧品や薬品の空きびん(飲み薬以外の薬品)、ガラス食器類、板ガラス、陶磁器類(食器、植木鉢など)、鏡、味付け海苔のびん、割れたガラスびん、電球など
⑨粗大ごみ	ホーロー鍋、電気コード、使い捨てライターなど
⑩乾電池	ゴム製品(長靴、ゴムホース)など
⑪蛍光管	化粧品や薬品の空きびん(飲み薬以外の薬品)、ガラス食器類、板ガラス、陶磁器類(食器、植木鉢など)、鏡、味付け海苔のびん、割れたガラスびん、電球など

